

岩手県告示第90号

平成28年1月5日付け官報第6687号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成28年農林水産省告示第11号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
  - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 西磐井郡平泉町平泉字南郷61の3、67の3
  - (2) 所在が不明である通知の相手方 遠藤中道、菅原聡
- 2 通知の内容を掲示した場所 平泉町役場